

許認可等の内容	市民農園の開設の認定		
根拠法令及び条項	市民農園整備促進法第7条第1項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	3月	設 定 日	平成6年10月1日
<b>審 査 基 準</b> 法第7条第3項各号に掲げる認可基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。 1 「市民農園整備促進法の運用について（平成2年9月20日付け2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号・農林水産省構造改善局長・建設省建設経済局長・建設省都市局長通知）」の第5による。 2 「市民農園整備促進法の運用に関する留意事項について（平成2年9月20日付け2-38建設省都公緑発第109号農林水産省構造改善局農政部農政課長・建設省都市局公園緑地課長通知）」の第3による。  <div style="text-align: right;">変更日 平成21年1月6日</div>			

許認可等の内容	市民農園整備運営計画の変更の認定		
根拠法令及び条項	市民農園整備促進法第7条第5項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	3月	設 定 日	平成6年10月1日
<b>審 査 基 準</b> 「市民農園の開設の認定」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	農業経営の改善及び安定のための計画の認定		
根拠法令及び条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第5条		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成6年10月1日

### 審査基準を設定しない理由

法第5条に掲げる要件に該当するかどうかについて審査し、決定するため、審査基準は設定しない。

\*参考1 法第5条関係（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）

基盤整備計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体から、農林水産省令（参考2）で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものにかぎる。）の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

\*参考2 農林地所有権移転等促進事業及び農業経営改善安定計画に関する省令  
（農業経営改善安定計画の認定申請手続）

第2条 法第5条の認定の申請は、同条の農業経営の改善及び安定のための計画（以下「農業経営改善安定計画」という。）に次に掲げる事項を記載してこれを提出しなければならない。

- 1 参加構成員の農業経営の現状
- 2 参加構成員の農業経営の改善及び安定の目標
- 3 前号の目標を達成するために採るべき措置
- 4 前号の措置の実施に必要な特定施設の整備に関する事項
- 5 資金計画

（特定施設）

第3条 法第5条の農林水産省令で定める施設は、参加構成員が自ら設置する次に掲げる施設とする。

- 1 畜舎、蚕室、温室、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物（食用きのこその他の林産物を含む。）の生産、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- 2 たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材（食用きのこその他の林産物の生産の用に供する資材を含む。以下同じ。）の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

（農業経営改善安定計画の認定基準）

第4条 法第5条の農林水産省令で定める基準は、当該農業経営改善安定計画の達成されることが確実であることとする。

許認可等の内容	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定		
根拠法令及び条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第7条		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成10年4月1日

### 審査基準を設定しない理由

法第7条に掲げる要件に該当するかどうかについて審査し、決定するため、審査基準は設定しない。

\*参考1 法第7条関係（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）

計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令（参考2）で定めたところにより、その作成した事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

\*参考2 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定申請手続）

第4条 法第7条の認定の申請は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。以下同じ。）の設置に係る事業に関する計画（以下「農林業等活性化基盤施設設置事業計画」という。）に次に掲げる事項を記載してこれを提出してしなければならない。

- 1 農林業等活性化基盤施設の位置
- 2 農林業等活性化基盤施設の設置に係る事業を行う者に関する事項
- 3 農林業等活性化基盤施設の概要及び規模
- 4 農林業等活性化基盤施設の運営に関する事項
- 5 農林業等活性化基盤施設の設置に係る事業の実施時期
- 6 資金計画

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定基準）

第5条 法第7条の主務省令で定める基準は、当該農林業等活性化基盤施設設置事業計画の達成されることが確実であることとする。

許認可等の内容	農業経営改善計画の認定		
根拠法令及び条項	農業経営基盤強化促進法第12条		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	1月	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> 法第12条第4項及び法施行規則第14条の要件に該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、次の事項等を判断して行う。 1 計画が鳥取市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らして適切であること。 2 計画が確実に達成される見込みであること。 3 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。			

許認可等の内容	農業経営改善計画の変更の認定		
根拠法令及び条項	農業経営基盤強化促進法第13条第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	1月	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> 法第12条「農業経営改善計画の認定」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	農用地利用規程の認定		
根拠法令及び条項	農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 月	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> <p>法第 23 条第 3 項に掲げる要件に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農用地利用規程の内容が、鳥取市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること。</li> <li>2 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</li> <li>3 法第 23 条第 2 項第 4 号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</li> <li>4 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を確実に実施する見込みであること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	農用地利用規程の変更の認定		
根拠法令及び条項	農業経営基盤強化促進法第 24 条		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 月	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> <p>法第 23 条第 1 項「農用地利用規程の認定」の審査基準を準用する。</p>			

許認可等の内容	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認		
根拠法令及び条項	農業経営基盤強化促進法施行令第10条		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	1月	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> 特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認は、次の事項等を判断して行うものとする。 1 延長の必要があるかどうか。 2 特定農業団体が農地所有適格法人となることができなかつたことにつき、やむを得ないと認められる事由があるかどうか。  <div style="text-align: right;">変更日 令和2年4月1日</div>			

許認可等の内容	施設の配置に関する協定の認可		
根拠法令及び条項	農業振興地域の整備に関する法律第18条の2第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> 法第18条の5第1項各号に掲げる認可基準のすべてに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日12構改C第261号構造改善局長通知）」第22の2の(2)及び第22の4の事項等を判断して行う。			

許認可等の内容	施設の配置に関する協定の変更の認可		
根拠法令及び条項	農業振興地域の整備に関する法律第18条の6第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> <p>法第18条の6第1項及び同条第2項により準用する法第18条の5第1項各号に掲げる認可基準のすべてに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日12構改C第261号構造改善局長通知）」第22の2の(2)の事項等を判断して行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成12年12月18日</p>			

許認可等の内容	施設の配置に関する協定の廃止の認可		
根拠法令及び条項	農業振興地域の整備に関する法律第18条の10第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 協定の廃止を認可するに当たっては、廃止に係る手続が法令に違反するものでないこと。</li> <li>2 法第18条の10に規定するところにより協定に係る土地についての所有権、地上権又は賃貸借権を有する者（国及び地方公共団体を除く。）の過半数の合意を得ていること。  ここで、「過半数」とは「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日12構改C第261号構造改善局長通知）」第22の2の(5)による。</li> <li>3 法第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可の基準に照らして、廃止することの理由が妥当であること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成12年12月18日</p>			

許認可等の内容	施設の維持運営に関する協定の認定		
根拠法令及び条項	農業振興地域の整備に関する法律第18条の12第1項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> <p>法第18条の12第3項の各号に掲げる認定基準のすべてに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日12構改C第261号構造改善局長通知）」第22の3及び第22の4の事項等を判断して行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成12年12月18日</p>			

許認可等の内容	農地利用規約の認定		
根拠法令及び条項	農住組合法第13条第3項、第4項		
担当課	農政企画課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成6年10月1日
<b>審査基準</b> <p>農地利用規約の認定は、法令に定めるところにより審査し、決定する。具体的には、次に掲げる事項等を判断して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「農住組合法の運用について（昭和56年7月20日付け56国土政第177号、56農経A第951号、建設省計宅発第98号国土庁土地局長、農林水産省経済局長、同省構造改善局長、建設省計画局長、同省都市局長、同省住宅局長通達）」の第1の4による。</li> <li>2 「農住組合法の一部を改正する法律の施行について（平成3年5月20日付け3国土政第143号、3農経A第610号、建設省経宅発第87号国土事務次官、農林水産事務次官、建設事務次官通達）」の第3の(2)の5による。</li> <li>3 申請手続又は申請に係る農用地利用規約の制定手続が法令に違反している場合は、認定を行わない。</li> <li>4 次に掲げる場合に該当するときは、認定を行わない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地利用規約の内容が事業基本方針に违背していると認められる場合</li> <li>(2) 農地利用規約の内容が営農地区における当面の営農の円滑な継続を図るうえで適切なものとなっていないと認められる場合</li> <li>(3) 農地利用規約の内容が組合の地区の計画的な市街化を著しく困難にすると認められる場合</li> <li>(4) 農地利用規約が遵守される見込みがないと認められる場合</li> </ol> </li> </ol>			



許認可等の内容	経営改善計画の認定		
根拠法令及び条項	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の5		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	1月	設 定 日	平成6年10月1日
<b>審 査 基 準</b> <p>法施行規則第2条の5の認定基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <p>「法第2条の5及び第2条の6の規定に基づく経営改善計画の作成及び認定並びに当該経営改善計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領(昭和59年1月20日付け58畜A第3854号農林水産事務次官通達)」による。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成23年11月30日</p>			

許認可等の内容	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可		
根拠法令及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	5日	設 定 日	平成10年4月1日
<b>審 査 基 準</b> <p>鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可は、法第9条第3項、法施行規則第5条及び「鳥取県有害鳥獣捕獲等取扱要領」の3に定めるところにより行う。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成15年4月16日</p>			

許認可等の内容	捕獲した鳥獣の飼養の登録		
根拠法令及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 1 項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	5 日	設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 捕獲した鳥獣の飼養の登録は、申請者が法第 9 条第 1 項の許可を受けた者であって、飼養鳥獣がその許可により捕獲した鳥獣であるかどうかを確認して行う。 <div style="text-align: right;">変更日 平成 15 年 4 月 16 日</div>			

許認可等の内容	鳥獣飼養登録証の有効期間の更新		
根拠法令及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 5 項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	5 日	設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> 「捕獲した鳥獣の飼養の登録」の審査基準を準用する。 <div style="text-align: right;">変更日 平成 15 年 4 月 16 日</div>			

許認可等の内容	販売禁止鳥獣等の販売の許可		
根拠法令及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 24 条第 1 項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
標準処理期間	5 日	設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日
<b>審 査 基 準</b> <p>法第 24 条第 2 項の要件に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、法第 3 条第 1 項の環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」のⅡの第 10 の 7 の(1)による。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 15 年 4 月 16 日</p>			